



クレジットカード aomo



インターネット入会

青森銀行
キャッシュカード
をお持ちの方
限定!!

キャンペーン期間 / 2023年1月4日(水) ~ 2023年12月31日(日)

キャンペーン 2023

キャンペーン期間中に

当行のキャッシュカードをお持ちの方で、
インターネットまたは店頭タブレットにより
クレジットカード(aomo)に新規ご入会いただいた方に

もれなく



1500 ポイント
プレゼント!



ご入会月の翌月末までに10,000円
以上ご利用いただいた方に

※ご入会月はカードお届け時のカード台紙にて
ご確認いただけます。
※キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの
ご返済金、リボ・分割手数料は対象外となります。

もれなく



1000 ポイント
プレゼント!

対象の
お客さま

- ・満20歳以上満70歳未満で本人または配偶者に安定した収入がある方(学生除く)
- ※ヤングゴールドは満20歳以上満29歳以下の方が対象。
- ・当行の普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの方

ワールドプレゼントポイント付与時点でカードを退会、あるいは会員資格が停止された場合、指定口座を解約されている場合は対象外。

特典付与
スケジュール

ご入会月	ポイント付与時期
2023年 1月 ~ 2023年 3月	2023年 6月下旬
2023年 4月 ~ 2023年 6月	2023年 9月下旬
2023年 7月 ~ 2023年 9月	2023年12月下旬
2023年10月 ~ 2023年12月	2024年 3月下旬

クレジットカード<aomo> インターネット入会

青森銀行 aomo 新規申込

検索

https://www.a-bank.jp/contents/kojin/benriseservice/aomo/web_application.html

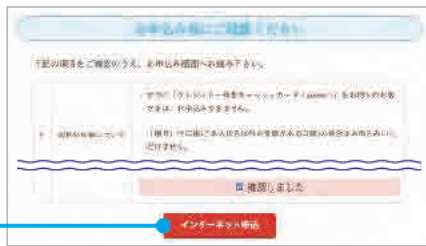
スマートフォンは
こちらから



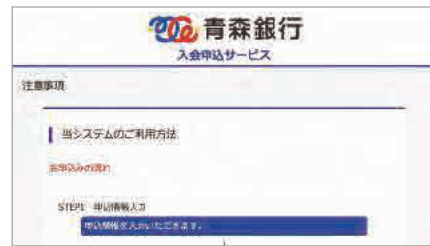
① お申込み画面で必要項目をご確認

項目を全てご確認いただくと
「インターネット申込」ボタンを
押すことができます

①お申込み画面



②専用申込ページ



② 専用申込ページで引き続き必要項目 をご入力ください

● ワールドプレゼントポイントは下記としてご利用いただけます。

1000ポイント

アークス商品券
1,000円分

1000ポイント

BENIYAギフトカード
1,000円分

お支払金額に
キャッシュバック
(充当)
1ポイント:1円分
(交換単位:1ポイント)

Tポイント移行
dポイント移行
楽天ポイント移行
マイレージ移行等

※ポイント移行につきましては
こちらからご確認ください。

<https://www3.vpass.ne.jp/mem/wp/keihin.jsp?cc=069>



● その他aomoオリジナルグッズ(2500ポイント~)と交換いただけます。

※ワールドプレゼントポイントは、カードのご利用金額200円ごとに1ポイントたまります。



詳しくは<あおぎん>窓口または、下記青森銀行クレジットカードセンターまでお問い合わせください。

☎0120-003387 (受付時間 平日 9:00 ~ 17:00)
※土・日・祝日、年末年始(12/31~1/3)を除きます

プロクレアホールディングス

青森銀行

年会費割引条件

初年度年会費無料 (ゴールドは半額)	 クラシック	 ヤングゴールド	 ゴールド			
	本会員 1,375円	家族会員 440円	本会員 3,300円	家族会員 440円	本会員 11,000円	家族会員 無料
2年目以降 年会費割引条件	2年目以降も年会費を無料でできます 下記①、②のいずれかに該当する場合 ①携帯電話(NTTドコモ、au、ソフトバンク)、電気(東北電力)、ガス(北海道ガス)料金をaomoカードでクレジットカード支払した場合 ②aomoカードの年間ショッピングご利用金額の合計が10万円以上の場合(月平均8,500円程度利用)				2年目以降も年会費を半額に できます(家族会員の方は無料) aomoカードの年間ショッピングご利用金額の合計が50万円以上の場合(月平均42,000円程度利用)	

※ショッピングご利用金額には、iD・ETCカードのご利用金額や携帯電話料金・電気料金等のクレジットカード支払によるご利用金額を含みますが、キャッシング・年会費、リボ手数料・分割払い手数料等は含まれません。
※ヤングゴールドカード会員は、満30歳になった後に最初に到来するカード更新時から、審査のうえゴールドカード会員となります。

ご留意いただきたい事項 (規定の大きさ(8ポイント)で印刷した会員規約全文等はカードお届け時に同封いたします。)

本会員は、当行に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード(以下「カード」といいます。)送付時に通知するものとします。なお、当行の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

規約の変更・承認

本規約の変更については当行から変更内容を通じた後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定められた手続きによる変更も可能なものとします。

カードの貸与と取扱い・利用方法

- 当行は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を表面に印字した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、当行が届出事項(第4条1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続きを求めた場合にはこれに従うものとします。
- カードの所有権は当行に属し、カードおよびカード情報はカード表面に印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
- 会員は、カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・委託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。
- カードおよびカード情報の使用、管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。
- 会員は、現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM等」といいます。)にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能を利用する際には「キャッシュカードのご利用」の方向から挿入し、クレジットカード機能を利用する際には「クレジットカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けするものとします。
- 会員が、カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- 本条第5項および第6項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとします。また、本会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

会員利用総枠

- 当行は、各本会員につき、本規約第12条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカードで割賦利用枠が最も高いカード(以下「親カード」という)の割賦利用枠と同額の範囲で本会員および家族会員に貸与した全てのカードに係るリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限(以下「会員利用総枠」という)を定めるとともに、また、親カードの解約(本規約に定める解約事由が存在する場合を除く)もしくは割賦利用枠の減額または親カード以外のカードの割賦利用枠の増額等により、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当行が親カードを任意に定めるものとします。
- 当行は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新毎にこれを見直しものとします。ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更(複数回の親カードの変更を含む)が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当行から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当行が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。
- 当行は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当行が必要と認めた場合、会員利用総枠および当行が貸与した全てのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。
- 当行は、会員が、本規約第24条、第28条、第29条で定める、期限の利益の喪失、会員資格の取消し、退会に該当した場合、会員利用総枠を取消することができるものとします。また、当行が貸与した全てのカードの利用枠も取消されるものとします。
- 当行は、親カードが解約となった場合、当行が貸与した他の全てのカードを解約することとします。ただし、本条第1項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。

カードの利用枠

- カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
- カード利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングおよび海外キャッシュサービスの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- カードショッピングのうち本会員および家族会員のリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
- 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
- キャッシングリボの未決済残高は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条1項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシングリボのうち、70万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
- 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条2項のカード利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
- 当行は、必要または適当と認めた場合、本条1項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当行が所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。
- 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
- 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。

- カード利用に係る債務等当行に対する債務の履行を怠った場合
 - 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合
12. 本条に定める利用枠は、本条第6項、第8項の定めにかかわらず、当行が適当と認めた場合には、当行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、会員から異議のある場合を除きます。

会員保障制度

- 前条第1項の規定にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項の警察および当行への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
 - 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
 - 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - 会員の故意または重大な過失に起因する損害
 - 損害の発生が保障期間外の場合
 - 会員の家族・同居人・当行から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害(ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。)
 - 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以内に生じた損害
 - 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要なと認める書類を当行に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
5. 本会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当行と協力して損害の発生防止に努めるものとします。
6. 本会員は、当行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当行に支払うものとします。
7. 本会員は、前条第2項に従って当行に対して通知したまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当行が必要に応じて、当行が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

手数料率、利率の変更

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当行から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数・利率等>

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済(ボーナス月増額返済あり)	最長12年3か月・147回(新規ご契約ご利用枠200万円、実質年率15.0%、毎月返済額3万円、200万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員 …実質年率15.0% ゴールドカード会員 …実質年率9.5%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	23日～56日(但し借による)1回	実質年率15.0%

- 担保・保証人…不要
- 元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))
- 本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、を超える部分についての支払義務を負いません。

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

返済回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円当りの分割手数料の概(%)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

<リボルビング払いのお支払い例>

- (元金定額コース1万円、実質年率15.0%の場合)
8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合
- ◆初回(10月1日)お支払い(ご利用残高50,000円)
 - ①お支払い元金…10,000円
 - ②手数料…ありません。
 - ③弁済金…10,000円(①)
 - ④お支払い後残高…50,000円-10,000円=40,000円
 - ◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)
 - ①手数料(9月16日から10月15日までの分、支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)…50,000円×15.0%×15日÷365日+50,000円×15.0%×10日÷365日+40,000円×15.0%×5日÷365日=595円
 - ②お支払い元金…10,000円
 - ③弁済金…10,595円(①+②)
 - ④お支払い後残高…30,000円(40,000円-10,000円)

<分割払いのお支払い例>

- 利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合
- ①分割手数料…50,000円×(6.70%/100円)=3,350円
 - ②支払総額…50,000円+3,350円=53,350円
 - ③分割支払額…53,350円÷10回=5,335円